

神戸市看護大学学則

2019年4月1日
学則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）
- 第3章 修業年限及び在学年限（第12条・第13条）
- 第4章 教育課程及び履修方法等（第14条—第19条）
- 第5章 入学、編入学、転学、留学及び卒業（第20条—第29条）
- 第6章 休学、退学、除籍及び再入学（第30条—第34条）
- 第7章 賞罰（第35条・第36条）
- 第8章 科目等履修生等（第37条—第39条）
- 第9章 授業料等（第40条）
- 第10章 福利厚生施設（第41条）
- 第11章 公開講座（第42条）
- 第12章 雑則（第43条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 神戸市看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、看護に関する理論及び実践の教授研究を行うことにより、豊かな人間性と幅広い視野を備えた人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

（構成）

第3条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
看護学科	95人	10人	400人

（図書館）

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（地域連携教育・研究センター）

第5条 本学に、地域連携教育・研究センターを置く。

2 地域連携教育・研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に事務局長、学生部長及び図書情報センター長を置き、必要に応じ、副学長を置くことができる。

3 看護学部に学部長を置く。

(学長等の職務)

第7条 学長は、本学を代表し、校務運営を統括して、所属職員を統督する。

2 事務局長は、学長を補佐して所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 学生部長は、学生生活及び授業等に関する所掌事務を掌理する。

4 図書情報センター長は、図書情報センターの管理運営に関する所掌事務を掌理する。

5 学部長は、学部に関する校務を掌理する。

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、教授をもって組織する。

3 第6条第2項の規定に基づき、副学長を置く場合は、当該副学長を前項の組織に加える。

4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、原則として、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの休業は、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条の規定により編入学した学生にあつては4年、第34条第1項の規定により入学した学生にあつては同条第3項により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第14条 授業科目は、看護学の基盤となる科目Ⅰ，看護学の基盤となる科目Ⅱ，看護学科目及び総合科目とする。

2 授業科目及び各授業科目の単位数並びに履修方法については、別に定める。ただし、特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を開設することがある。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位の計算方法は、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技は、30時間又は45時間をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する時間を考慮して別に定める時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、所定の単位を与える。

(他の大学における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、学長が、教授会の意見を聴き、認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は専修学校において履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第19条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

第5章 入学、編入学、転学、留学及び卒業

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に、入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の

当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められる者
（入学の出願）

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の入学願書に入学選抜料を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、次の各号(学長が特別の理由があると認めるときは、第2号を除く。)に定めることをしなければならない。

- (1) 所定の期日までに所定の書類を提出すること。
- (2) 所定の入学金を納付すること。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 学長は、天災等自らの責めに帰さない理由により、第1項に規定する期日までに入学手続を完了できなかった者について、当該期日を遅らせることができる。

（編入学）

第25条 本学の3年次に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 2 第22条から前条までの規定は、編入学の場合について準用する。

（転学）

第26条 学生が他の大学への転入学を志願しようとするときは、学長に願い出て、転学の許可を受けなければならない。

（留学）

第27条 学生が外国の大学又は短期大学で学修することを志願するときは、学長に願い出て留学の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、次条に定める在学期間に含まれることができる。
- 3 第17条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

（卒業）

第28条 学長は、本学に4年（第25条の規定により編入学した学生にあつては2年、第34条第1項の規定により入学した学生にあつては同条第3項により定められた修業すべき年数）以上在

学し、別に定めるところにより128単位以上を修得した学生について、教授会の意見を聴き、卒業を認定する。

(学位)

第29条 本学を卒業した者に、学士（看護学）の学位を授与する。

第6章 休学，退学，除籍及び再入学

(休学)

第30条 学生が疾病その他やむを得ない事情により、引き続き3か月以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書又は理由書を添え、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 学長は、病気等の特別の必要があると認めた学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間等)

第31条 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

5 学長は、休学期間中にその理由がなくなったと認めるときは、復学を命ずる。

(退学)

第32条 学生がやむを得ない事情によって退学しようとするときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴き、これを除籍する。

(1) 第13条に規定する在学年限を在学してもなお卒業できない者

(2) 第31条第2項に定める休学期間を超えてもなお修業できない者

(3) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(5) 正当な理由なく、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(再入学)

第34条 本学を退学した者が、再入学を願い出たときは、学長は、教授会の意見を聴き、相当年次に入学を許可することがある。

2 第22条から第24条までの規定は、再入学の場合について準用する。

3 前2項の規定により入学を許可された者の修業すべき年数については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第7章 賞罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長は、教授会の意見を聴き、表彰することができる。

(懲戒)

第36条 本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者

は、学長は、教授会の意見を聴き、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当した場合とする。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第37条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第38条 他の大学との単位互換協定に基づき、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料等

(授業料等)

第40条 授業料、入学選抜料及び入学金の額並びに徴収に関しては、別に定める。

第10章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第41条 本学に、保健室、食堂その他の福利厚生施設を置く。

第11章 公開講座

(公開講座)

第42条 市民の健康と福祉に関する教養を高めるとともに、地域社会において看護及び介護に従事する人々の知識の向上に資するため公開講座を設けることができる。

第12章 雑則

(施行細則)

第43条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年3月学則第3号)

この学則は、2020年4月1日から施行する。